

保護者 様

「インフルエンザ」の出席停止の期間は「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」となります。（つまりインフルエンザの発症後、最低 5 日を経過するまでは出席停止の期間となります。）インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「インフルエンザ治癒報告書」を保護者の方が記入し、学校に提出してください。医療機関に記入してもらうものではありません。

インフルエンザ 治 癒 報 告 書

長野県富士見高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名 _____

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

①疾患名（型が分かる場合は○をしてください）	インフルエンザ（ A 型・ B 型 ）
②発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	平成 年 月 日
③受診した医療機関名	
④医療機関受診日	平成 年 月 日
⑤医師より療養が必要とされた期間	平成 年 月 日まで
⑥療養した期間（早退した日を含む）	平成 年 月 日 ～ 月 日まで

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症」とは、病院を受診した日ではありません。インフルエンザ様症状(38℃程度の発熱など)が始まった日のことです。病院を受診した時に、医師に経過について話し、発症日を確認する必要があります。

※「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっていますので、下の表のとおり、最短でも6日間の出席停止になります。解熱した日によって出席停止期間が延期されますので、下の表に当てはめて確認してください。

	発症日	発 症 後 *発症した後5日を経過、かつ、解熱後2日を経過するまで								
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
日付を入れて算出する	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
例1) 発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目			
	出席停止	←					出席停止	登校可能		
例2) 発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	発症後6日目			
	出席停止	←					出席停止	登校可能		
例3) 発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後6日目			
	出席停止	←					出席停止	登校可能		
例4) 発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後7日目		
	出席停止	←					出席停止	登校可能		
例5) 発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後8日目	
	出席停止	←					出席停止	登校可能		

※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。 →